

# 生活保護申請拒否訴訟

水塚

## 三郷市が控訴断念

三郷市に居住していた当時、生活保護の申請を不当に拒否されたなどとして、現在は東京都内に住む女性(54)と家族が同市を相手取り、未支給の保護費や慰謝料などを求めた国家賠償訴訟で、市は4日、さいたま地裁が市に

計約540万円の支払いを命じた2月20日の判決について、控訴を断念したと発表した。控訴期間は今日6日までの2週間、期限の満了に伴い原告側の勝訴が確定する。

控訴断念の理由について、三郷市生活ふくし課は「弁護士や関係機関と判決内容を精査、協議し、総合的に判断し

た結果」としている。4日にあつた市議会の3月定例会議で、市から控訴を断念したことが報告された。原告の女性は弁護士を通じ、「苦しかったが、皆さんのおかげだと感謝しています。これからは生活保護を申請した人がきちんと認められるようにしていただき、窓口を訪れたときには一つ一つ丁寧な説明がされるようにしてほしい」とコメント。原告側弁護士は「市の決断を評価したい。今後は申請拒否の再発を防止するため、市に具体的な措置を実現してほしいし、弁護士としても市へ働き掛けを続けていく」とした。

判決では、女性の夫が2008年死亡が病気で働けなくなり、女性や子どもたちの収入増も見込めないことなどを市職員が認識しながら「親族らに援助を求めなければ生活保護を受けられないなど誤解を与える発言で、申請権を侵害した」と認定。市に対し、損害の賠償を命じた。

# 「門前払いは違反」判決確定

## 埼玉・三郷市が控訴断念

### 生活保護

埼玉県三郷市の生活保護をめぐる裁判で、市に損害賠償を命じた、さいたま地裁の判決(2月20日)について、市は4日、控訴断念を表明し、判決が確定しました。市は「総合的に判断した結果」としています。

裁判は、市に生活保護の申請権を侵害されたとして夫妻が2007年に起こしたもので(夫は判決前に死亡)した。弁護士への援助で

夫妻は、05年1月から1年半にわたって生活保護の相談をしましたが、市は応じませんでした。

06年6月から生活保護を受けられたものの、2カ月後には市の指導で東京都内へ転居させられ、さらに転居先で生活保護の相談に行かないと言われま

た。判決は、申請させなかったことや転居に際しての指導について市の違反を認め、賠償金53.7万円の支払いを命じました。原告弁護士は、主張をほぼ認めた「全面勝利」だとし、市に控訴しないよう求めています。

市民団体の「三郷生活保護裁判を支援する会」のもとには、控訴断念を迫る署名が9000人分を超えて寄せられ市に提出されています。

市の控訴断念を受けて原告弁護士団の中山福二団長は「市は判決を反省材料とし、二度と同じことを繰り返さないでほしい。生活保護



三郷市が控訴を断念した生活保護裁判。写真は判決の勝利の報告集会をする原告・弁護士と支援者。2月20日、埼玉弁護士会館